



平成 26 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 カシオ計算機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員
 樫尾 和雄
 (コード番号 6952 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 財務・IR 担当
 高木 明德
 (TEL 03-5334-4852)

**第三者割当による 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の
発行に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 7 月 7 日付取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当による 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）（額面金額総額 100 億円）の発行を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	2014 年 7 月 23 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	1,000 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	本新株予約権付社債：額面 10,000,000 円につき 10,050,000 円 本新株予約権：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	転換価額が未定のため、算出しておりません。決定次第お知らせ致します。
(5) 資 金 調 達 の 額	10,050,000,000 円
(6) 転 換 価 額	転換価額は、当初、当社の代表取締役社長執行役員樫尾和雄が、本取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で締結される買取契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合又は当日の終値が決定していない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の 110%以上で、市場動向等を勘案して決定致します。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(7) 割 当 予 定 先	第三者割当により全額を SMBC Nikko Capital Markets Limited に割り当てます。
(8) 利 率 及 び 償 還 期 日	利率：0.00% 償還期日：2019 年 7 月 23 日
(9) 償 還 価 額	額面 10,000,000 円につき 10,000,000 円
(10) そ の 他	● 2016 年 1 月 22 日以降権利行使可能となる 120%コールオプション条項が付されております。 ● 割当予定先は、第三者割当により取得した本新株予約権付社債を、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社である Wessex Limited に譲渡するとともに、Wessex Limited が発行するカバードワラント（あらかじめ定めた算式に基づく行使価格で本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示する有価証券）（以下「ワラント」といいます。）を引き受けて、海外機関投資家に販売する予定である旨を割当予定先から聞いております。（後記 6 . (3) 参照）

2．本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の背景・目的

当社は、創立以来、「創造 貢献」を経営理念に掲げ、ゼロから 1 を生む独創的な発想と先進的な技術をもって、社会への貢献を实践することにより、企業としての成長を図り企業価値を高めることを、経営の使命と考えております。

当社は、継続的に各事業分野においてグローバルなコスト競争力を強化し高収益を確保できる強靱な収益基盤を構築することを目指しており、時計事業・電子辞書等の既存事業における成長に加えて、サイネージ事業を中心とした新規事業による利益貢献も視野に、2015 年度に営業利益率 15%を達成することを目標とした中期計画 V 1 5 を強力に推進し、企業価値の最大化を図っています。かかる中期計画に基づき、当社は、収益性向上のための成長戦略を進めておりますが、併せて財務戦略を推進することにより、資本効率向上・資本コスト低減にも努めており、業績に連動した配当及び自己株式取得による株主還元策を実施することが企業価値・株主価値の向上のために重要と考えております。これらの取組みの一環として、今般、自己株式取得を目的とした本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。本新株予約権付社債の発行は、利払いの必要がないゼロクーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った資金調達であり、また、時価を上回る適正な水準に転換価額を設定することで既存株主の皆様の利益に配慮しております。

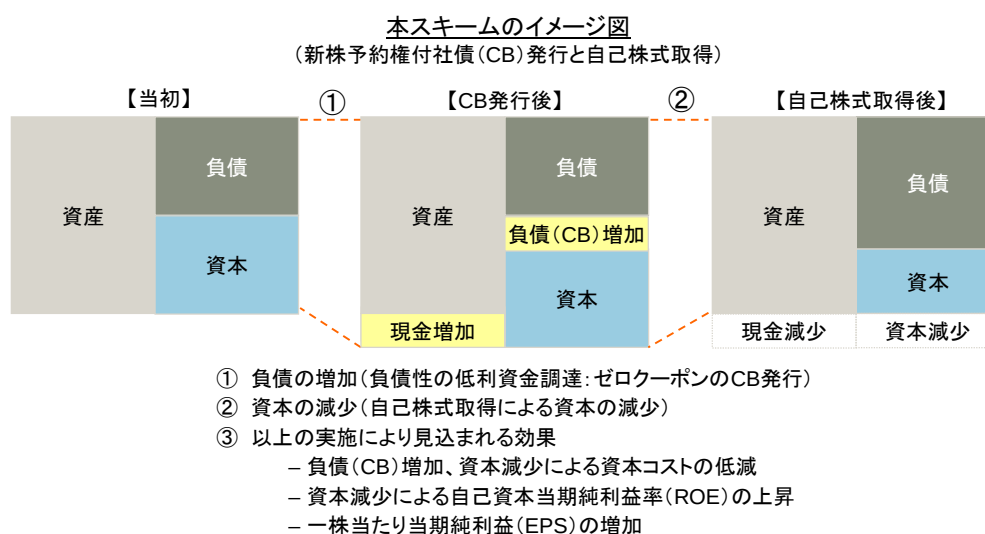
なお、上記の自己株式取得を実行するため、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得する株式の総数の上限を8,500,000株、取得価額の総額を12,500百万円とする自己株式取得枠の設定を決議し、さらに取得する株式の総数又は取得価額の総額を上記取得枠の上限とする事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による自己株式取得を2014年7月8日に行うことを決定いたしました。また、当該事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による取得株式数又は取得価額の総額が自己株式取得枠における取得する株式の総数の上限又は取得価額の総額の上限のいずれかに達する場合を除き、同日以降2014年8月末日までの期間内において、立会市場における買付けを実施することにより、自己株式の取得を継続していく予定です。当社は、本件において、取得

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

価額の総額が本新株予約権付社債の額面金額総額を上回る規模で自己株式取得を実施することで、ROEなどの資本効率を表す指標の改善及びEPSなどの株主利益を表す指標の向上を企図しており、それが企業価値・株主価値の最大化につながると考えています。

また、上記により取得する予定の自己株式については、将来の経営環境の変化に対応するべく、機動的な資本政策の遂行のために活用していく所存ですが、同日付で既保有分の自己株式 10,000,000 株（消却前の発行済株式総数に対する割合 3.58%）について消却することを決議しております。

上記の本新株予約権付社債の発行と自己株式取得の実施を通じた資本効率の向上については、下記のイメージ図をご参照ください。



(2) 本新株予約権付社債を選択した理由及び発行形態として第三者割当を選択した理由

本新株予約権付社債の発行に際しては、資金調達の機動性や既存株主への配慮、資本効率の向上といった観点から、複数の金融機関からの提案を吟味した上で、調達手法と発行形態に関して慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の第三者割当を通じた発行が本資金調達の目的に合致し、現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

以下の理由から、調達手段として本新株予約権付社債を採用いたしました。

(ア) 本新株予約権付社債については、利払いの必要がないゼロクーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図った資金調達を行うことが可能であること。

(イ) 本新株予約権付社債に時価を上回る適正な水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。

その上で、新株予約権付社債の他の発行形態との比較において以下のメリットがあると判断し、発行形態として第三者割当を採用いたしました。

(ア) 国内市場での新株予約権付社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価変動リスクが想定されること。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (イ) ユーロ市場での新株予約権付社債の一般募集による発行は、監査済英文財務諸表を含む英文目論見書の作成が必要となり、第三者割当による場合に比べて準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうこと。
- (ウ) 第三者割当を通じた新株予約権付社債の発行については、現在の市場環境下では、割当予定先が販売する予定の本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示するワラントに対する海外機関投資家の十分な需要が見込まれるところ、かかる需要を背景として本新株予約権付社債発行が可能であること。また、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いこと。さらには、ワラントを海外投資家に分売することが予定されており、実質的な投資家が分散されることから、株主構成及び会社経営に大きな影響を及ぼすことは想定されず、かつ、本新株予約権付社債の転換が発生する場合であっても、転換時期の分散も期待できることから、当社株式の需給関係に対する影響の軽減が期待できること。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	10,050,000,000 円
発行諸費用の概算額	50,000,000 円
差引手取概算額	10,000,000,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用、財務代理人費用、第三者評価機関による価値算定費用、印刷会社費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
差引手取概算額 10,000,000,000 円は、その全額を自己株式取得のための資金に充当する予定です。なお、本新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、取得のために取り崩した手元資金に充当いたします。	10,000 百万円	2014 年 7 月～2014 年 8 月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を 12,500 百万円、取得期間を 2014 年 7 月 8 日から 2014 年 8 月末日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記 2.(1)「資金調達の背景・目的」に記載のとおり、当グループは、収益性を高めて ROE の向上に取り組むとともに、資本効率向上のための諸施策を推進し、株主価値向上に努めております。本新株予約権付社債の発行と併せて自己株式取得を実施することが、資本コストの低減と資本効率の向上につながり、ひいては株主価値の最大化に資すると考えております。

したがって、上記のとおり、本新株予約権付社債の発行は、経営上十分な合理性を有する資金調達手法

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

であると考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正を期するため、金融工学や市場動向等に精通し、独立した外部第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。その評価に際し、第三者評価機関は、120%コールオプション条項を含む本新株予約権付社債の発行要項を踏まえたうえで、一定の前提（転換価額（アップ率）、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）及び本社債の価値を算定する上で使用した割引率等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております（なお、上記１．（６）「転換価額」に記載のとおり、転換価額に関しましては、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%以上で決定いたしますが、上記の本新株予約権付社債の発行価額の算定においては、実際のユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るワラントの需要見込みやその他の市場動向等を勘案した、当社普通株式の普通取引の終値の 110%を上回る転換価額の見込額を前提としております。）。本新株予約権付社債の発行条件及び払込金額は、上記の第三者評価機関による評価報告書における算定結果を考慮し、また当社の置かれた事業環境及び財務状況その他の事情を総合的に勘案の上決定しており、当社としては、公正な水準であると判断しております。

また、当社監査役は、当社担当者より発行要項の内容及び上記２．（２）「本新株予約権付社債を選択した理由及び発行形態として第三者割当を選択した理由」記載の事由の説明を受けるとともに、上記評価報告書を確認した上で、当該評価報告書が金融工学や市場動向等に精通し、かつ、当社及び割当予定先から独立した外部専門家たる第三者評価機関により作成されたものであること、並びに、本社債の利率、払込金額、その他の発行条件において本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる経済的利益と本新株予約権の公正価値が概ね見合っているとの説明及びその算定方法に著しく不合理な点が認められないことから、これに基づき決定された発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を全員一致で表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2014 年 7 月 4 日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%を当初転換価額として計算した場合、2014 年 7 月 4 日現在の当社の普通株式の発行済株式総数 279,020,914 株の約 2.19%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合 1 株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行と併せて、当社は、取得する株式の総数の上限を 8,500,000 株、取得価額の総額の上限を 12,500 百万円とする自己株式取得枠の設定を決議しており、本新株予約権付社債の潜在株式数以上の数の自己株式取得を実施することで、一株当たり利益の希薄化の観点では既存株主の皆様への影響がないといいうことから、上記２．（１）「資金調達の背景・目的」に記載の当グループの株主価値向上の目的に照らして、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。なお、将来的な希薄化に対する懸念への配慮の観点から、前記のとおり、同日付で既保有分の自己株式 10,000,000 株（消却前の発行済株式総数に対する割合 3.58%）について消却することを決議しております。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	SMBC Nikko Capital Markets Limited		
(2) 所 在 地	One New Change, London EC4M 9AF		
(3) 代表者の役職・氏名	Antony Yates, President and Director		
(4) 事業内容	証券業		
(5) 資 本 金	404 百万米ドル (普通株式) (2013 年 12 月末) 250 百万米ドル (優先株式) (2013 年 12 月末)		
(6) 設 立 年 月 日	1989 年 8 月 30 日		
(7) 発行済株式数	404 百万株 (普通株式) (2013 年 12 月末) 250 百万株 (優先株式) (2013 年 12 月末)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	154 名 (2013 年 12 月末)		
(10) 主 要 取 引 先	—		
(11) 主要取引銀行	株式会社 三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社 三井住友銀行 - 普通株式 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011 年 12 月期	2012 年 12 月期	2013 年 12 月期
純 資 産	698,247,838	643,215,020	725,909,267
総 資 産	4,744,521,898	4,139,740,700	6,302,615,952
1 株 当 た り 純 資 産	1.73	1.59	1.80
営 業 収 益	53,746,034	72,424,628	192,686,942
営 業 利 益	2,979,978	(13,713,901)	102,058,995

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

税金調整前利益	3,449,638	(13,396,619)	102,296,063
当期純利益	3,201,329	(54,844,257)	82,896,586
1株当たり当期純利益	0.008	(0.136)	0.205
1株当たり配当金	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -
	優先株式 -	優先株式 -	優先株式 -

(単位：米ドル)

- (注) 1. 割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。
2. 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は普通株式ベースの数値を記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記、2.(1)「資金調達背景・目的」及び(2)「本新株予約権付社債を選定した理由及び発行形態として第三者割当を選定した理由」に記載したとおり、資本調達及び株主還元を含めた資本・財務戦略について、複数の金融機関から様々な提案を受け、比較検討を重ねてまいりました。

その結果、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)からの提案が、資金調達においてその機動性と効率性が高く、且つ既存株主の利益にも配慮したものであり、当社のニーズに合致している判断いたしました。

この理由に加え、SMBC日興証券の中立性、高い信用力及び新株予約権付社債の引受実績を評価し、本新株予約権付社債の割当予定先として、SMBC日興証券グループの海外拠点であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedが最適であるとの結論に至りました(SMBC Nikko Capital Markets Limitedは株式会社三井住友銀行の子会社ですが、SMBC日興証券との業務協働契約に基づき、当社へサービスを提供しております。)

SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、下記「(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」及び「(6)割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

なお、本新株予約権付社債の発行に関連して、当社は、割当予定先であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日後180日間を経過するまでの期間中は、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付、株式分割に関わる発行及び交付、ストック・オプションの付与及びその行使等を除く。)を行わない旨を合意しております。

(3) 割当予定先の保有方針

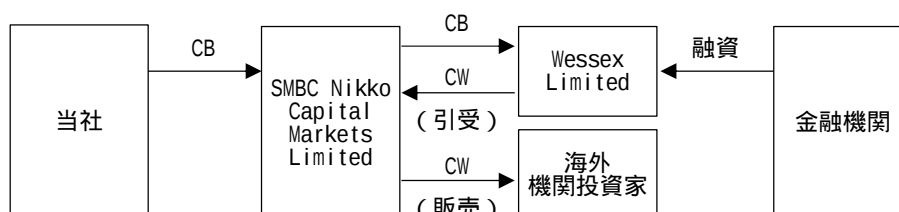
当社は、本新株予約権付社債の割当予定先であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で、本新株予約権付社債について継続保有の取決めはしておりません。

当社は、本新株予約権付社債を、第三者割当によりSMBC Nikko Capital Markets Limitedへ割り当てますが、SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社であるWessex Limitedに対し、本新株予約権付社債を譲渡する方針であると聞いております(本新株予約権付社債の譲渡に際し、Wessex Limitedが金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受ける予定であると理解しております。)

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

また、当社は割当予定先より、SMBC Nikko Capital Markets Limited は、Wessex Limited が発行するワラントを引き受けて海外機関投資家に分売する予定である旨、聞いております。海外機関投資家がワラントを行使した場合には、海外機関投資家が Wessex Limited から本新株予約権付社債を取得することになります（その後、本新株予約権付社債に付された本新株予約権が行使された場合には、当該海外機関投資家が当社の普通株式を取得することになります。）

【本新株予約権付社債（下記の図では本新株予約権付社債を「CB」、ワラントを「CW」と記載します。）発行当初】



（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権付社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けるとともに、割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額により、払込みに要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社として払込みに支障はないと判断しております。なお、Wessex Limited が金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けるための条件は、当社及び割当予定先の間で本新株予約権付社債の買取契約書が有効に締結されることその他の一般的な貸付条件であると確認しています。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited と当社及び当社の役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

（６）割当予定先の実態

割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited は、株式会社三井住友銀行の子会社であり、英国の金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。また、当社は S M B C 日興証券の担当者との面談において説明を受けるとともに、SMBC Nikko Capital Markets Limited のホームページ等により、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

7. 募集前後の大株主及び持株比率

募集前（2014年3月31日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6.64%
日本生命保険相互会社	4.78%
有限会社カシオプロス	3.58%
株式会社三井住友銀行	2.44%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.27%
JUNIPER （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.88%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.47%
BNPパリバ証券株式会社	1.27%
公益財団法人カシオ科学振興財団	1.20%

- （注） 1. 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
2. 自己株式 10,181 千株は上記株主から除外しております。

8. 今後の見通し

当社は、本新株予約権付社債の発行による調達資金の全額を自己株式取得に関連する資金に充当する予定であり、リキャピタライゼーション（負債資本再構成）を目的に発行するものであることから、本新株予約権付社債の発行が2015年3月期通期連結業績に与える影響は軽微です。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
売上高	301,660 百万円	297,763 百万円	321,761 百万円
営業利益	9,065 百万円	20,053 百万円	26,576 百万円
経常利益	6,980 百万円	19,702 百万円	25,743 百万円
当期純利益	2,556 百万円	11,876 百万円	15,989 百万円
1株当たり当期純利益	9.51 円	44.17 円	59.47 円
1株当たり配当金	17 円	20 円	25 円
1株当たり純資産	554.22 円	609.57 円	688.66 円

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2014 年 7 月 4 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	279,020,914 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	0 株	0%
下限値の転換価額 (行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	—株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) に お け る 潜 在 株 式 数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	2012 年 3 月期	2013 年 3 月期	2014 年 3 月期
始 値	650 円	594 円	730 円
高 値	670 円	833 円	1,296 円
安 値	427 円	436 円	706 円
終 値	591 円	725 円	1,221 円

最近 6 か月間の状況

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
始 値	1,269 円	1,103 円	1,143 円	1,231 円	1,166 円	1,374 円
高 値	1,280 円	1,176 円	1,234 円	1,248 円	1,407 円	1,519 円
安 値	1,102 円	1,039 円	1,081 円	1,100 円	1,126 円	1,361 円
終 値	1,122 円	1,149 円	1,221 円	1,166 円	1,355 円	1,470 円

発行決議日前営業日における株価

	2014 年 7 月 4 日
始 値	1,494 円
高 値	1,498 円
安 値	1,479 円
終 値	1,489 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

11. 発行要項

本新株予約権付社債の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行要項」をご参照ください。

以 上

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

カシオ計算機株式会社

2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行要項

1. 種 類

カシオ計算機株式会社（以下「当社」という。）が Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited（以下「財務代理人」という。） The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A. 及びその他の代理人との間で 2014 年 7 月 23 日（予定）（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する財務代理契約（以下「財務代理契約」という。）に基づき発行する 2019 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権付社債の券面及びその数量

（1）券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式とする。

（2）数量

本新株予約権付社債券の数量は 1,000 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券（以下「代替新株予約権付社債券」という。）を発行することがある。

3. 本社債の額面金額及び発行総額

（1）各本社債の額面金額

10,000,000 円。なお、上記 2（2）記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

（2）本社債の発行総額（額面金額総額）

100 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額。

4. 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

5. 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100.5%

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

6. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

2019 年 7 月 23 日に本社債額面金額の 100%で償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本 社の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人（以下「本新株予約権付社債所持人」という。）に対して、本 社に基づく繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記（ロ）（ハ）又は（ニ）に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 社に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

120%コールオプション条項による繰上償還

2016 年 1 月 22 日（当日を含む。）以降、関連取引所（以下に定義する。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「当社普通株式の終値」という。）が、30 連続取引日（以下に定義する。）のうち、いずれかの 20 取引日以上において、当該各取引日に適用のある下記 12（3）及び（4）記載の転換価額の 120%以上であった場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本 社に基づく繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を当該 30 連続取引日の末日から 30 日以内に行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）又は当社普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されているか、取引相場がある又は通常取引がある主たる取引所をいう。「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

但し、当社が下記（ロ）（ハ）又は（ニ）に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 社に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 21（1）記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があり、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本 社に基づく繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 21（1）記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は下記 21（1）記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記（ロ）（ハ）又は（ニ）に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

（ロ）組織再編による繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ（Ａ）その時点において適用ある法令に従い、下記 21（3）記載の本新株予約権付社債の債務を承継させる措置を講ずることができない場合、（Ｂ）法律上は下記 21（3）記載の本新株予約権付社債の債務を承継させる措置を講ずることができるものの、当社の最善の努力にもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、（Ｃ）当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日の 25 日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、下記 21（3）記載の承継会社等（以下に定義する。）の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は（Ｄ）上記組織再編事由の発生日以前に、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない旨の証明書（当社の代表取締役による署名入りとする。）を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに上記（Ａ）乃至（Ｄ）のいずれかの条件が充足された旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して本（ロ）に基づく繰上償還日から東京における 14 営業日以上前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、下記に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記 12（3）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

180%とする（但し、償還日が2019年7月10日（同日を含む。）から2019年7月22日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債額面金額の100%とする。）。

「組織再編事由」とは、（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。）（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。）（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、その手続により本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が承継会社等に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議（当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。）がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

（ハ）当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

（ ）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ ）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ ）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される可能性があることを公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）かつ、（ ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、いかなる場合でも当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（ロ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年7月10日（同日を含む。）から2019年7月22日（同日を含む。）までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイズアウト事由（下記（ニ）に定義する。）を生じさせる予定である旨を公表した場合、当社は本（ハ）記載の償還を行わないものとする。但し、かかる組織再編事由又はスクイズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、いかなる場合でもかかる60日間の最後の日から

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

14 日以内に) 本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(二) スクイズアウトによる繰上償還

スクイズアウト事由(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に)スクイズアウト事由が生じた旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(□)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 180%とする。但し、償還日が 2019 年 7 月 10 日(同日を含む。)から 2019 年 7 月 22 日(同日を含む。)までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)で繰上償還するものとする。

「スクイズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

(三) 買入消却

当社及び当社の子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(3)において同じ。)は、随時本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により(当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により当社が消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 17 に基づき行使できなくなることにより消滅する。

(四) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ本新株予約権付社債所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより財務代理人に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(五) 償還の場所

償還場所は、下記 8 記載の本社債の財務代理人の日本国外における所定の営業所である。

7. 本社債の利息支払の方法及び期限

該当なし

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

8. 本社債の財務代理人
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

9. 本社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

10. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日
2014 年 7 月 23 日

11. 発行場所
連合王国ロンドン市

12. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(1) 種類

当社普通株式（単元株式数 100 株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記（3）乃至（4）に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(3) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長執行役員樫尾和雄が、2014 年 7 月 7 日付の取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で締結される買取契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合又は当日の終値が決定していない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の 110%以上で、ユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るオプションの需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

(4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）若しくは併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

13. 本新株予約権の数

（1）発行する本新株予約権の総数

1,000 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数とする。

（2）本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 10,000,000 円につき 1 個とする。

14. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

15. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

（1）本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

（2）本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記 12（3）記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件において当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 本新株予約権を行使することができる期間

2014 年 8 月 6 日から 2019 年 7 月 9 日の営業終了時（行使請求地時間）までとする。但し、（A）上記 6（2）（イ）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、上記 6（2）（イ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）（B）上記 6（2）（ロ）乃至（ニ）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで、（C）上記 6（3）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、また、（D）上記 6（4）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

上記いずれの場合も、2019 年 7 月 9 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、

() 当社の組織再編その他の取引を本新株予約権付社債の要項に従って行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、当該組織再編その他の取引の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日間を超えない当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできず(この場合、当社は当該期間開始の 30 日以上前に、本新株予約権付社債所持人に対し、かかる行使停止の決定及びその期間を通知するものとする。)() 本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

18. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

19. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

20. 本新株予約権の行使の効力

下記 27(1)記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。

21. 特 約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本の行政区の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加支払額を支払う。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、(A) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(B) 外債の保証に基づく支払又は(C) 外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要な子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。）の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務に係る上記担保と同様の担保を本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は(y) 本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、bond、debenture、noteその他これに類する証券（満期が1年を超えるものに限る。）によって表章され若しくは証される現在又は将来の債務のうち、(A) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てその元本総額の50%超が当社若しくは当社の主要な子会社により又はその承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B) 日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

(3) 当社が組織再編を行う場合の特約

組織再編事由が生じた場合、() その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能であり、() その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ() その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出（課税を含む。）を当社又は承継会社等に負担させることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び財務代理契約上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式交換若しくは株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日後速やかに（遅くとも14日以内に）有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 12 (4) と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値（当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本 (ハ) において同じ。）に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

() その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、本新株予約権付社債所持人が当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合にその保有する新株予約権付社債の数に応じて得たであろう数の当社普通株式と同等の経済的利益（当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日又は上記 (3) に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記 17 に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

() 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

() 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編事由が生じた場合

承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編事由に係る組織再編の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

22. 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記12(2)記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

23. 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

24. 準拠法

英国法

25. 割当方法

買取契約に基づき、発行する本新株予約権付社債の全額を SMBC Nikko Capital Markets Limited に割り当てる。

26. 上場

該当なし

27. 新株予約権行使受付代理人、カストディアン及びレジストラ

(1) 新株予約権行使受付代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

(2) カストディアン

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

(3) レジストラー

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

28. 発行可能株式総数の留保

当社は未行使の本新株予約権（行使可能なものに限る。）の全部が行使された場合に発行される可能性のある当社普通株式の数を、本新株予約権の権利行使が可能な期間中いかなる時においても、当社の発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数の中に留保する。

29. 資金使途

差引手取概算額 10,000,000,000 円は、その全額を 2014 年 8 月末日までに自己株取得資金に充当する予定である。なお、本新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、取崩した手元資金に充当する。

30. ロックアップ

当社は、割当予定先である SMBC Nikko Capital Markets Limited との間で、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中は、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付、株式分割に関わる発行及び交付、ストック・オプションの付与及びその行使等を除く。）を行わない。

31. 券面への署名

当社の代表取締役社長執行役員が所定の様式による包括新株予約権付社債券及び本新株予約権付社債券に署名又は複写式署名を付し、これらを交付するものとする。かかる複写式署名は、当社の代表取締役社長執行役員の署名として有効なものとし、これらの書面が交付されたときに当該署名者が当社の代表取締役社長執行役員の職にない場合でも、かかる署名は当社の代表取締役社長執行役員の署名として有効なものとする。

32. 本新株予約権付社債の発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他の関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社が第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。